

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年に国連総会で「障害者権利条約」が採択されて以降、国では批准に向けて国内法の整備が進められてきました。平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者虐待防止法」の施行、平成25年の「障害者差別解消法」の成立と「障害者雇用促進法」の改正（ともに平成28年に施行）を経て、平成26年1月に同条約が批准されました。

平成28年には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正（平成30年施行）され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がいのある子どもへのサービス提供体制の計画的な確保に向けて、「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。また、同年には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子ども・高齢者・障がいのある人等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が掲げられました。

平成30年には国において「障害者基本計画（第4次）」が策定されるとともに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」「ユニバーサル社会実現推進法」が施行されるなど、障がいのある人の自立と社会参加の促進に向けた取り組みが一層進められているところです。

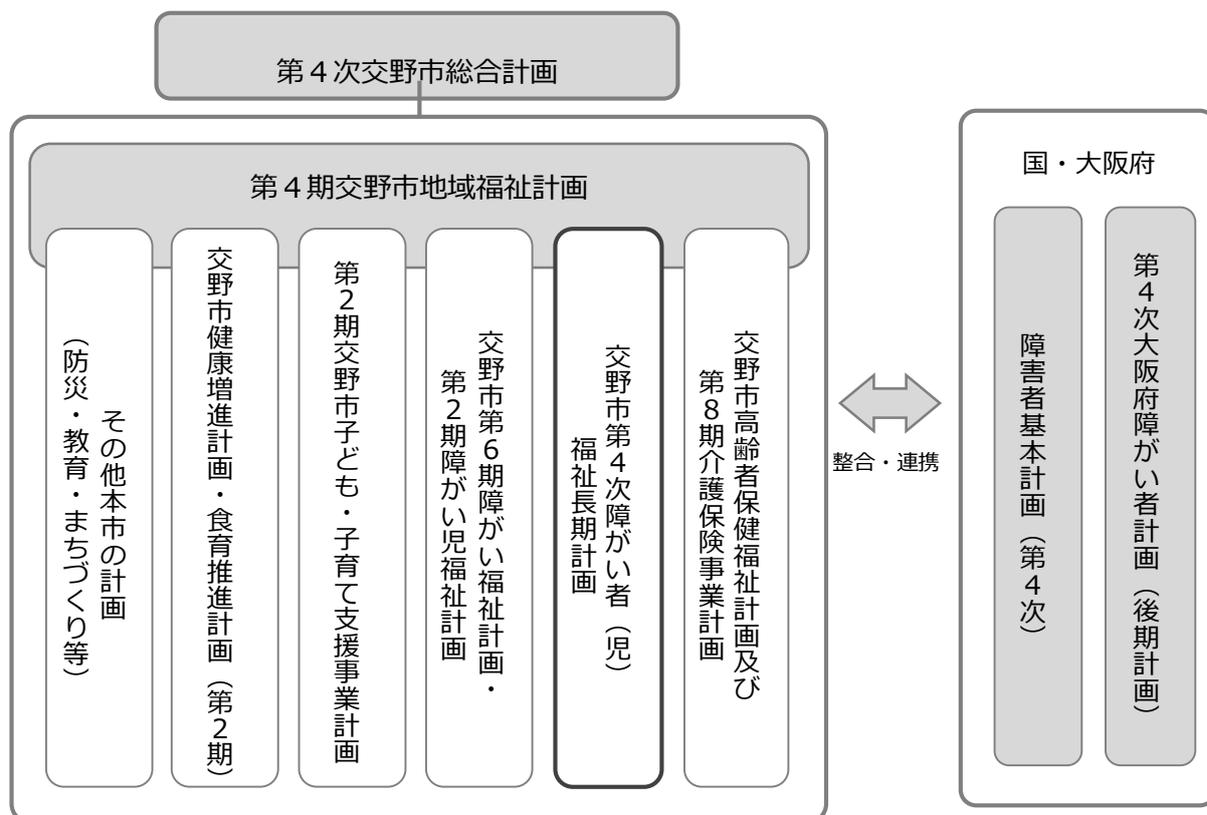
交野市では、平成8年に「交野市第1次障害者福祉長期計画」を策定して以降、平成17年に「交野市第2次障害者（児）福祉長期計画」、平成27年に「交野市第3次障がい者（児）福祉長期計画」（以下、「第3次計画」とする。）を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

このたび、令和2年度をもって第3次計画の計画期間が終了することから、障がい者施策をめぐる社会動向や本市の現状、計画の進捗状況等を踏まえて計画の見直しを行い、新たに「交野市第4次障がい者（児）福祉長期計画」（以下、「本計画」とする。）を策定します。

2 計画の位置づけ

○本計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、本市における障がい者施策の基本的な理念や方向性を定めた計画です。

○本計画は、本市の最上位計画である「交野市総合計画」、福祉関連計画の上位計画である「交野市地域福祉計画」、その他関連計画及び国・大阪府の計画等との整合・連携を図りながら推進していきます。



3 計画の期間

○本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい者（児） 福祉長期計画	第3次						第4次（本計画）					
	第4期			第5期			第6期			第7期		
障がい 福祉計画	第4期			第5期			第6期			第7期		
				第1期			第2期			第3期		
障がい児 福祉計画				第1期			第2期			第3期		

4 計画の策定体制

(1) 各種調査の実施

障がいのある人・市内事業所を対象としたアンケート調査、市内の障がい者（児）団体等を対象としたヒアリング調査、市民を対象としたワークショップを実施し、障がいのある人の現状や課題等の把握を行いました。

(2) 交野市障がい者（児）生活支援推進審議会の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい者（児）団体の代表者、福祉・保健・医療・教育・雇用等の関係機関の代表者及びサービス提供事業者、市民の代表としての公募委員から構成される「交野市障がい者（児）生活支援推進審議会」を開催し、計画についての審議を行いました。

(3) パブリックコメント及び市民説明会の実施

本計画の策定にあたっては、計画内容に関して広く市民から意見を募ることを目的とし、パブリックコメント及び市民説明会を実施しました。